

令和7年2月定例会 一般質問概要

令和7年3月6日（木）

質問者：岡沢 龍一議員



大阪維新の会 大阪府議会議員団の岡沢龍一です。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1. 学びの多様化学校の設置

まず初めに、府立高校における不登校支援について、この間、議会でも取り上げられていますが、改めてお伺いします。

昨年10月に文部科学省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を過年度の調査結果と比較すると、不登校生徒数は全国・大阪府ともに増加

傾向であることが明らかとなっています。

これまでも、府教育庁では、不登校生徒への支援を行ってきたと思いますが、増加が続いている状況を見ると、さらなる支援の充実が必要と考えています。

そこで、まず、府立高校における不登校支援の現状の取組みについて、教育長にお伺いします。

<教育長答弁>

○ 令和5年度の府立高校における不登校生徒数は4,752人と、前年度から約10%増加し、在籍率は過去最高となっています。不登校には様々な背景や理由があることから、生徒一人ひとりに対し、その心情に寄り添った適切なアセスメントに基づく支援を行うとともに、学びを途切れさせないことが必要であると考えています。

○ そのため、これまで原則月1回配置しているスクールカウンセラーを、不登校の課題の大きい高校に対しては、今年度から週1回程度の配置とすることで、アセスメント機能を拡充いたしました。

○ また、不登校生徒の学びを継続する観点から、生徒が自宅等において、ICTを活用して授業に参加する遠隔授業やレポート課題等に取り組む通信教育を実施することなどにより、不登校生徒一人ひとりの実態に合わせた学びの提供に努めているところです。

○ これらに加え、不登校生徒にとって新たな学びの選択肢となるよう、令和8年4月に学びの多様化学校を設置することとしております。

現在の府立高校における不登校支援や学びの多様化学校の設置についてはわかりました。学びの多様化学校については、文部科学省においても設置を促進しており、すでに全国で35校が設置されているとのことですが、その内の多くは小中学校であり、高校での設置は全国的に見ても珍しく、義務教育段階とは異なる検討課題もあると考えます。

府全体で不登校の生徒が大きく増えている中、大阪府がめざす「誰一人取り残さない教育」を実現するためには、「学びの多様化学校」の設置は非常に重要であると考えますが、どのような学校をめざしていくのか、教育長にお伺いします。

<教育長答弁>

- 現在、検討している学びの多様化学校については、不登校を経験した生徒等に、社会性や自己効力感を育み、「精神的」「経済的」に自立できる力や自信を育成することを目的としています。
- また、この学校は、不登校生徒等に対する新たな学びの選択肢となるだけでなく、不登校対応のノウハウを蓄積し、全ての府立高校に対して、そのノウハウを発信するセンター的な役割を担う学校をめざしています。
- 学びの多様化学校の設置により、誰もが安心して学べる環境づくりの実現に向け、取り組んでまいります。

要望

「学びの多様化学校」の設置にあたり、不登校生徒の多様なニ-

ズに対応できる学習環境を整備し、カウンセリング体制の充実を図ること。加えて、センター的な役割を果たすだけでなく、府内のエリアごとに複数設置し、支援の地域格差をなくすことを求めます。まずは1校からのスタートとなりますが、生徒のニーズや成果を踏まえ、必要に応じてさらなる拡充を検討することを要望します。

2. 府立高校におけるスポーツ教育の推進について

次に、府立高校におけるスポーツ教育の推進についてお伺いします。

ライフステージに応じたスポーツ活動は身体的な健康を維持するだけでなく、精神的な充実感や社会的なつながりを提供し、生涯にわたって豊かな生活を送る重要な役割を担っています。

とりわけ、高校生においては、身体的・精神的に大きく成長する時期であり、この時期にスポーツに力を注ぐことによって、専門的なスキルのみならず、チームワークやリーダーシップの育成を学べるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身に付け、心身の健康を維持することができると考えます。

一方、高校でのスポーツにおいては、将来のトップアスリートやスポーツ関連職をめざす生徒もいれば、部活動を仲間と楽しみたい生徒もいると思います。私としては、府立高校において、いずれの生徒にもスポーツに親しんでもらう環境を作ることが必要であると考えます。

例えば、私の地元の枚方市にある府立長尾高校は、サッカー部が、同校OB会が運営する「ナガオサッカースクール」でも活動を

しています。このスクールは地域に根差し、中・高が一体となる環境を提供するとともに、地域の清掃やイベントへの参加等、地域と連携した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

このような部活動の枠を越えた取組みにより、長尾高校サッカー部は広く認知され、その魅力に入学を決めた生徒もいると聞いています。

生徒に選ばれる学校として魅力化を図るためにも、府立高校におけるスポーツ教育の推進は重要と思いますが、教育長のご見解をお伺いします。

<教育長答弁>

○ 府立高校におけるスポーツ教育の推進については、府内4校に体育科を設置し、生徒に体育に関する専門的知識や運動技能を習得させるとともに、トップアスリートによる実技指導や講演会を実施するなど、体育・スポーツの振興発展に寄与する能力と態度を育成するための教育を進めております。

○ また、体育科以外の学科においても、各校における保健体育の授業の中で、様々な種目のスポーツに触れさせるなど豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力等を育むとともに、様々な部活動を展開しており、各校の特色づくりにもつながっています。

○ 府教育庁としましては、このような各校におけるスポーツ活動の好事例の発信に努めるとともに、部活動指導員の配置や複数校が合同で部活動を行う「部活動大阪モデル」を推進し、引き続き、府立高校におけるスポーツ教育を推進してまいります。

要望

教育庁がさまざまな取組みを行っていることは理解しました。一方で、より多くの生徒がスポーツに親しみ、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、さらなる環境整備が必要と考えています。例えば、体育科以外の学校においても、地域のクラブや企業と連携したスポーツプログラムの充実や、初心者でも気軽に参加できるスポーツ活動の機会を増やすことが求められます。

また、「部活動大阪モデル」のさらなる拡充や、指導者の確保・育成にも注力をしていただくようお願いいたします。

特に、府立長尾高校サッカー部が取り組んでいる「ナガオサッカースクール」のような地域と連携した活動は、単なる部活動の枠を超え、学校の魅力向上や地域とのつながりを深める好事例であり、これを大阪の一つのモデルとして府内の他の学校にも広げていくべきと考えます。学校と地域が一体となることで、スポーツを通じた教育的効果をさらに高めることができるはずです。

今後も、府立高校の魅力向上のため、スポーツ教育の充実に向けた取組みを引き続き推進していただくよう、強く要望いたします。

3. 府立高校における食堂運営

次に、府立高校における食堂運営の課題と今後の対応について伺います。

昨年12月に、府民の方々から高校食堂の早期再開を求める相談を受けました。

府立高校3校の食堂営業を行っていた事業者が、破産申立手続きを進めることとなり、12月5日以降の食堂営業が急遽停止することとなりました。そのうちの2校は12月5日以降はもともと食堂営業の予定が無かったため、結果的に影響はありませんでしたが、1校は12月5日以降も食堂営業の予定があったため、生徒たちは各自で昼食を用意する必要が生じ、多くの生徒が影響を受けることになりました。教育庁に確認したところ、3学期からは3校とも新たな事業者が決定し、現在は無事に営業されているとのことでした。

そういった状況からも、今般、教育庁が府立高校の食堂の行政財産使用料の免除措置を講じたことは、事業者の経済的負担を軽減し、安定的な営業を支援する観点から高く評価しています。また、飲料自動販売機のみのもので営業するには従来どおり使用料を徴収し、免除対象を「食の場の提供者」と明確にしたことも評価できます。

しかしながら、全国的な少子化の影響により、府立高校の生徒数はどんどん減少しており、食堂事業者が採算をとることは困難な状況です。そういったことから、食堂の行政財産使用料を免除したからといって、食堂事業者の撤退が完全になくならないとは思えません。今後もさらに少子化が進むことが予想される中で、引き続き府立高校における食の場を提供していく方向であるのなら、生徒の食の場がない期間が発生しないよう、各高校での食の場の円滑な提供を図る必要があると考えています。

については、府立高校における食堂営業の課題をどのように認識しているのか、また、今後、府立高校における食の場をより安定させるために、どのような手法を講じる予定か、教育長の見解をお伺い

します。

<教育長答弁>

- 議員ご指摘のとおり、生徒数の減少や、生徒の食に対する意識、食事スタイルの変化など、府立高校の食堂事業者を取り巻く状況は厳しさを増していることは認識しており、こうした状況を鑑み、食堂が継続的・安定的に営業されるよう、令和7年度以降の食堂の行政財産使用料を全額免除することとしました。
- しかしながら、生徒数の減少や物価高騰、人件費の上昇などにより食堂の営業が困難な場合もあると考えられます。
- そのため、このような場合には、コンビニエンスストアや食品自動販売機の設置、デリバリー弁当の校内販売、キッチンカーによる営業など、多彩な食事スタイルを学校の状況に応じて柔軟に取り入れ、食堂と同様に行政財産使用料を免除することで、より一層の生徒に対する継続的・安定的な食の場の確保に努めてまいりたい。

要望

各高校の食堂の行政財産使用許可期間や利用状況などは様々だと思いますが、教育庁においてそれらを把握してもらい、例えば使用許可期間満了が近づいてきた際には、その相当期間前に事業者選定公募を実施するよう対象の高校にアナウンスするなど、食堂の空白期間ができないよう心掛けてもらいたいと思っています。

また、食堂が営業されるのに越したことはないですが、事業者選定公募を実施しても応募者が居ない場合も当然あると思います。そ

ういった場合でも、生徒の食の場を提供するということに重点を置き、「食堂」のカタチにこだわらず、それぞれの学校でのニーズにマッチした食事スタイルを取り入れることで、弁当を持参しない生徒でも学校で安心して食事をとることができる環境づくりに励んでほしいです。

引き続き、各高校における食堂の経営状況や食事のニーズの変化などについて、各高校と教育庁が連携してアンテナを張っていただき、途切れることの無い食の場の確保に取り組んでいただくよう要望しておきます。

4. 府道交野久御山線の歩道整備

次に、府道交野久御山線の歩道整備についてお伺いします。



私の地元、枚方市の府道交野久御山線は、交野市から枚方市を経由し、第二京阪道路へのアクセス道路として利用されている重要な道路です。道路周辺にはJR学研都市線長尾駅や病院、認定こども

園などがあり、交通量も多いです。

このうち、京都府との県境から約 200m の区間においては歩道がなく、見通しの良い直線で車の速度も上がりやすいこともあり、過去には自動車と歩行者の接触事故が起こるなど、危険な状況となっています。

これについて、令和 5 年 2 月議会の都市住宅常任委員会で質問したところ、「まずは、現道内で対応可能な安全対策を検討していく。」との答弁をいただきました。

その後、現道内の安全対策として、路肩の除草や雑木の伐採を定期的に行っていただいておりますが、未だに歩行空間は狭く、歩行者が安全に通行できる状態ではないように思います。やはり、歩道整備のような抜本的な安全対策が必要と考えます。そこで、府道交野久御山線の当該区間の歩道整備について、都市整備部長にお伺いします。

<都市整備部長答弁>

○ 府管理道路の歩道整備については、通学路や歩行者・自転車の交通量が多い路線、バリアフリー法に基づく生活関連経路などを重点化区間として、進めることとしている。

○ 重点化区間の整備にあたっては、事業中箇所を優先することとしており、新たに着手する場合は、用地取得に係わる地元自治体や地権者の協力状況などを勘案し、優先整備区間を定め、事業中箇所の進捗状況を踏まえ、事業化を検討することとしている。

○ お示しの区間は、歩行者等の交通量が少なく、通学路等にも指

定されていないことから、事業化に至っていない状況。

○ 引き続き、現道内の安全対策を行うとともに、先ほど申し上げた整備の考え方を踏まえ、今後、枚方市と協議していく。

要望

府道交野久御山線の安全確保のため、歩道整備を強く要望します。現在の路肩除草や伐採だけでは不十分であり、交通量の多さや過去の事故を踏まえ、抜本的な対策が必要です。府と市が連携し、優先整備区間として早期に事業化を進めることを求めています。

5. 都市計画道路枚方津田線の現状と整備予定

最後に、都市計画道路枚方津田線の現在の取組状況と今後の整備予定についてお伺いします。





都市計画道路枚方津田線は、国道一号から第二京阪道路を結ぶ枚方市東部地域の東西交通を担う道路です。これまでに、JR学研都市線から市道長尾津田線までの区間が、平成14年5月に暫定供用され、市道長尾津田線から第二京阪道路までの区間が、平成22年3月に暫定2車線で供用されたところです。

JR学研都市線から市道長尾津田線の区間のうち一部区間については、東行き交通のみが一方通行として暫定供用されているため、西行き交通が津田駅周辺の狭隘な生活道路を通行するなど、歩行者にとって非常に危険な状況です。

この一部区間を整備した当時は、交差するJR学研都市線の交野踏切における幅員が非常に狭く、歩行者や通行車両にとって対面通行とするには危険な状況であったことから、一方通行として整備されたのはやむを得ないものだったと思います。しかし、この踏切の拡幅工事はすでに完了しており、踏切部については安全な対面通行が可能となっています。

対面通行化には、この他にも課題があると聞いていますが、私は、対面通行化により、津田駅周辺の生活道路における危険な状況を解消してほしいと思っています。

そこで、都市計画道路枚方津田線の JR 学研都市線から市道長尾津田線までの区間の現在の取組状況について、都市整備部長にお伺いします。

また、JR 学研都市線までの区間にとどまらず、更に西側の国道一号まで延伸することにより、道路ネットワーク機能を向上し事業効果を拡充させることができると考えますが、都市計画道路枚方津田線の JR 学研都市線より西側の今後の整備予定について、あわせて都市整備部長にお伺いします。

<都市整備部長答弁>

○ 都市計画道路枚方津田線の JR 学研都市線から市道長尾津田線までの区間については、議員お示しのとおり、課題となっていた交野踏切が拡幅された。

○ 現在、対面通行化に必要な道路の概略設計を進めており、その設計を進める中で、一般的な基準を満たさない道路線形となるなどの課題が判明したため、今後、これらの課題への対応について、関係機関や地元と協議を進めながら、検討していく。

○ 次に、JR 学研都市線より西側については、整備延長が長いことに加え、鉄道との立体交差化が必要となり、多額の事業費を要するため、今後、沿道地域におけるまちづくりの進捗状況や周辺道路ネットワークの整備状況などを踏まえ、事業実施について見極めてい

く。



要望

交野踏切の拡幅が完了した現在、対面通行化を早期に実現し、津田駅周辺の安全性向上を図っていただきたいです。

また、JR 学研都市線より西側の区間についても、国道一号までの延伸に向けた具体的な整備計画を示し、具体的な事業を進めていただくよう要望します。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。